

「市立芦屋病院 経営強化プラン（仮称）」の改訂について

芦屋市病院事業管理者 佐治 文隆

総務省より令和4年3月に「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定した旨の通知がありました。

当院では、新公立病院改革ガイドラインを踏まえて策定した「市立芦屋病院 新改革プラン」が令和3年度で終了となるため、令和4年度からの新たな経営計画として「市立芦屋病院 新中期経営計画（令和4年度～令和8年度）」を策定したところではありますが、今回新たに策定されたガイドラインを参考に「公立病院経営強化プラン」を策定する必要があるため、現行計画を「市立芦屋病院 経営強化プラン（仮称）」へ改訂し、引き続き病院事業の経営強化に総合的に取り組めます。

1 「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」について 別添資料のとおり

2 公立病院経営強化プランの改訂について

- (1) 策定期期 令和4年度又は令和5年度中に策定
 ⇒当院は令和4年度中に改訂予定
- (2) プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度
 ⇒当院は令和4年度～令和9年度を対象期間とする
- (3) 令和4年3月に策定した新中期経営計画は、今回示された公立病院経営強化ガイドラインを概ねカバーした計画内容であると考えておりますが、経営指標に係る数値目標等については一部追加・変更をする必要があるため、改訂します。

3 今後の予定について

令和4年8月	経営強化プラン改訂作業へ
令和4年12月（もしくは令和5年1月）	第1回 新中期経営計画策定委員会 開催 ※新中期経営計画評価委員会との同時開催を予定
令和5年2月	第2回 新中期経営計画策定委員会 開催（予備）
令和5年3月	経営強化プラン 完成

以上

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで**再編・ネットワーク化、経営形態の見直し**などに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し**、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。
特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。